

# 鎌倉時代の口頭語の研究資料について

小林芳規

## 目次

- 一、はしがき
- 二、延慶本平家物語の会話文の用語
- 三、延慶本平家物語における中世語法
- 四、口頭語史料としての鎌倉時代語文献の選定

### 一、はしがき

鎌倉時代の言語を総合的に記述しようとする場合、それぞれの文献の性格とその差異を考慮せずに、いわば手当たり次第に身近かの文献を取上げて個別的に記述し、その積算を以て足れりとするならば、雑駁の誹りを免れ得ないであろう。さりとて、個々の文献の記述に止まっていたのでは、時代語の全体像が見えて来にくい。

文献の性格の差異に配慮することは、鎌倉時代には限らないが、この時代は、いわゆる言文二途に別れ、書き言葉と話し言葉の間に開きが大きくなり始めるとされるから、その面からの配慮が必須となってくる。

この時代の文語については、既に二氏による成書<sup>1)</sup>があつてそこで言及されているし、当代の漢籍の訓点資料の訓読語

について觸れた拙著<sup>(2)</sup>もある。これらは、書き言葉の系列に属するものであつて、その方向への更なる展開が期待せられる所である。

これに対して、鎌倉時代における話し言葉の研究は、成書は無論、組織だった考察も殆どないのが現状である。部分的には、軍記物や高僧の書簡などに「談話語」とか「口頭語」の存在を指摘することはあつても、断片的な事象に止まっている。又、『口語法別記』<sup>(3)</sup>で文法面から、文語に対する口語語彙を群書中より広く拾い集めた中に、当代語に関するものも少くはないが、資料とした文献の写本自体の時代考証に欠け、文献の性格の差異への配慮も少かつた。

抑も、鎌倉時代に話し言葉が存したことは疑い得ないであろうが、具体的にそれを対象として取上げ組織立った考察をするとなると、如何なる文献が資料として堪えるのであろうか。文字に書き止められて、今日に遺存する文献は、基本的には書き言葉によつていとすれば、そういう文献から話し言葉を得ることは不可能に見える。しかし、書き言葉で記された文献といえども、全部が書き言葉だけで終始したものばかりでなく、中には、いわば「話し言葉の書き言葉」もあつたはずである。それが期待されるのは、物語の中の会話文や、文章全体が会話を基調として成立した言語作品である。この会話の部分に現れた用語が、当時の口頭語そのものであるのか、口頭語に基く書き言葉であるのか、検討されなければならない。しかし、少くとも、地の文の用語とは位相的な差異があり、口頭語の証が得られるならば、これを、口頭語に最も近いもの乃至は口頭語そのものと認めることが許されるであろう。

当代の言語作品の会話文の用語には、推量の助動詞「ムズ」のように、既に清少納言がその言語批評で「文にかいていふべきにもあらず」と評価し、実際の平安鎌倉時代の作品でも会話文に主として用いられているので、「口頭語」<sup>(4)</sup>「話ことば」<sup>(5)</sup>と指摘されているものがある。又、願望の助動詞「タシ」のように、藤原定家が判詞の中で「俗人之語」に聞くと評し、実際の当代の作品でも会話文や書簡などに主として用いられているものもある。それに加えて、いわゆる中世語と呼ばれる語や用法が会話文には見られるのである。

この中世語は、鎌倉時代の言語を、広義の時代語から區別して、狭義の「鎌倉時代語」を認める場合の手懸りとなっている。この中世語には、助動詞「ウ」や「タ」、代名詞「ドコ」などのように、現代の口語に伝えられ、その源と見られるものがある。この点を拡大解釈し強調すれば、狭義の「鎌倉時代語」は、当時の口頭語に近い乃至は口頭語そのものであることにもなりそうである。そうなれば、この狭義の「鎌倉時代語」を対象とすることが、当時の口頭語の研究の当面の処置として一応は考えられる。

前稿<sup>6</sup>において、狭義の「鎌倉時代語」とは、前代までに無かった言語が鎌倉時代という時代に初めて生成したものと考へた。中世語が、前代には無く当代になって生じたものという通説に従えば、この考へ方で支障はなさそうに見えらる。しかし、当代の口頭語を研究対象とするならば、「ムズ」のように会話文の用語として平安時代から引続いて用いられているものもあるから、狭義の「鎌倉時代語」を右のように限定して、そのみを取上げる場合には、口頭語の対象から漏れてしまうものも生ずる。このことに関連して考えるに、中世語と目された語が、真に当代の新生の語であったかどうかも再検討の要がある。若し、それらの語が、前代にもあり、当代にその使用場が変化し拡大されることによつて、文献に姿を現し易くなつたに過ぎないと見るならば、狭義の「鎌倉時代語」の定義を変える必要がある。

本稿では、鎌倉時代語の研究のうち、口頭語の資料を求めることを問題として、会話文とそれに準ずる文章の用語に着目し手懸りとする。前稿との係りから、先ず、延慶本平家物語の会話文の用語から考察することにす。

## 二、延慶本平家物語の会話文の用語

前稿において、筆者は、副助詞「バシ」を取上げて、延慶本平家物語では十例が拾われ、十例が総て会話文又は思惟文の中に限つて現れることを指摘した。次に広く鎌倉時代の諸種の言語作品について調べた結果、「バシ」の現れる文献が片仮名文であり、しかも片仮名文には総てに現れるのではなく、片仮名文の中でも現れる文献に限られることに言及

し、更に、「日常の口頭語が強く反映する場面に現れる」ことを説いた。

延慶本平家物語の会話文の中に、当時の日常の口頭語が現れることについては、既に山田孝雄博士が義仲の用語を例として指摘され、戦後では佐藤喜代治博士が推量の助動詞「ムズ」について述べられた。<sup>(7)</sup>このことは前稿に言及した所である。

このように、会話文又は思惟文にだけ用いられて、地の文には全く用いられない語を、延慶本平家物語から拾うと、助詞・助動詞・連語等について、管見では次の諸語が挙げられる。

- 1、推量の助動詞「ムズ」
- 2、副助詞「バシ」
- 3、間投助詞「ナ」
- 4、禁止の助詞「ソ」
- 5、願望の助動詞「タシ」
- 6、完了の助動詞「タ」
- 7、推量の助動詞「ウ」
- 8、打消の助動詞「ナムジ」
- 9、代名詞「ドコ」
- 10、連語「コサンナレ・コサンメル」
- 11、連語「サルニテモ」
- 12、連語「ナニシニ」

今、これらについて例示し、若干の説明を加える。

# 1、推量の助動詞「ムズ」

この「ムズ」については、前稿に一部を掲げたので、ここでは別の例を示す。(用例の所在は、汲古書院複製本により、その丁数と表・裏の別と行数とを示す)

中ニモ徳大寺一大納言ニテ才覚優長シ家重代ニテ被越<sup>レ</sup>給シコソ不便ナリシカ  
「定テ御出家ナトヤ有ラムスラム」ト  
世人申アヒケレトモ此世中ノ成ラム様ヲモ見ハテムト思給ケレハ籠居シ給テ (一本、六十四オ2)

判官是等ニ宣ケルハ「サリトモ鎌倉ニモ相斗ハル、旨有ムスラム且ハ西国ニ恩ヲセムスルソ 穴賢我ニ離ルナ」ト宣ケル程ニ鎌倉ヨリ判官可被打ト云聞アリ (六末、七オ4)

佐藤喜代治博士は例数を示されなかつたが、筆者らの調査では、ムズ(終止形)・ムズル(連体形)・ムズレ(已然形)を合わせて全三七四例が数えられる。その全例が会話文又は思惟文の中に用いられていて、地の文には一例も見られない。尚、「ムズ」「ムズル」「ムズレ」をそれぞれ、「フズ」「ウズル」「ウズレ」と表記した三例がある。

「…牛頭馬頭ノ杖櫛ニハサイナマレ給ワフスラフハ」トテ院御所ヲ左サマニハニラミテ(二末、二八ウ2)

「…和殿ヲハ御曹司ニ申テ助ウスルソ」ト云テ樋口ヲ中ニ取籠テ(五本、三五オ6)

「少老共コソ心苦ケレ終ニハ一所ニコソスマセウスレ」トノミナクサメシカハ(五本、九五オ7)

三例とも、会話文の中にあることは言うまでもない。これらに対して、地の文では「ムトス」が使われる。

軍兵馬ノ轡ヲ並ヘテ大衆神輿ヲ先トシテ押入ムトスル間 心ヨリ外ノ狼籍出来テ武士ノ放ツ矢十禪師ノ御輿ニタツ  
(一本、九八オ3)

「サラハ切レ」トテ六条川原へ引出テ切ラムトスルニ伐ラムト云者一人モナカリケリ(六末、一九オ3)

地の文では、ムトスは全部で一〇九例が拾われる。<sup>(9)</sup>これにムトセ(未然形)・ムトシ(連用形)を加えると総計一七九例と

なる。

## 2、副助詞「バシ」

副助詞「バシ」は全巻を通して、十例だけが用いられ、総て会話文又は思惟文の中にある。このことについては前稿で指摘し、その全例を掲げたので、ここでは例示を省略する。

## 3、間投助詞「ナ」

この「ナ」は、山田孝雄博士が感動助詞とされたもので、延慶本平家物語には全部で二十五例が拾われる。総て会話文又は思惟文に用いられている。

内府トカクシテ申宥タリシカハ「七代マテノ守ノ神トナラムト手ヲ合テ泣々宣シ事ハ忘給タルナ」人ハミメ白ノナ  
 タラカナルヲハ人トハ申ヌソ恩ヲ知ヲ以テ人トハ申ソ　ワ殿ノ様ナル者ヲコソ人ノ皮ヲキタル畜生トハイヘ（中略）只  
 今直ニ承候ヘシ」ト宣ケレハ（二末、二一ウ7）

遠景ヲ召テ佐宣ヒケルハ「木曾ノ次郎ニアヒテ云フムヤウハヨナ」『平家内ニハ違勅ノ族也外ニハ相傳ノ敵也（中略）ヤ  
 カテ押寄テ勝負ヲ決スヘシ』トタシカニ云ヘシ面ニマケテイワヌカ云カタシカニ聞ケ」トテ足立新三郎清経ト云雜  
 色ヲサシソヘテ遣シケリ（三末、一三ウ9）

のようである。

## 4、禁止の助詞「ソ」

禁止を表す「ナ…ソ」の「ナ」を表現せず、「ソ」のみで禁止を表す用法が一例ある。<sup>(11)</sup> 次のように会話文に用いられている。

若君宣ケルハ「父ノ御故ニ命ヲ失フム事歎カセ給ソ」ト母上ヲナクサメ給ヘハ是ヲ聞給テ母上モ乳母モイト、声モ惜  
 ス泣レケリ（六末、二六オ10）

確例としては、この一例が拾われる。

## 5、願望の助動詞「タシ」

願望の助動詞「タシ」は、三十七例<sup>(12)</sup>があり、総て、会話文か思惟文の中で用いられている。

大介云ケルハ「サカシキ冠者ノ云事哉 今ハ日本国ヲ敵ニテ打死ニセムト思ワムスルニ同ハ名所ノ城ニテコソ死タケレ」先祖ノ聞ユル館ニテ討死シテケリトコソ平家ニモ聞カレ申タケレ」ト云ケレハ尤可然トテ衣笠城ニ籠ニケリ（二末、七二オ1・2）（「思ワム」の「ワム」は七二丁裏の丁末と七二丁表の丁始とで重複して書写されている）

サテ申ケルハ「弓矢取ノ郎従ノ主ノ馬ヲヌスミテ主ノ敵討ニ趣ム事（略）マシテ同僚ニハシタカラヌ事ナレトモ佐々木殿ノ盗ハアエ物ニモシタシ」（略）元服袴着ノ時ハ横座ニスヘマヒラスヘキ程ノ盜哉」トテ打ツレテソ咲ケル（五本、一〇ウ7・8）

「母ニハ只今離マヒラセナムス何クニモ父ノオワシマサム所ヘソ参リタキ」ト宣ケルニソイト、哀ニ思シケル（六末、二七オ2）

一人称の願望を表している。

## 6、完了の助動詞「タ」

完了の助動詞「タリ」の転化した「タ」が六例ある<sup>(13)</sup>。終止形と連体形の用法であり、この用法は会話文の中にある。

シハラク有テ門ヲ叩ク「誰ソ」ト問ヘハ「鳥羽ヨリ女房ヲ只今夜打入テ殺シ奉リタ」ト申ス（二末、一六ウ1）

義仲ヲ聞テ申ケルハ「筑後守貞能カ最後ノ軍セムトテ帰上タナルコソ哀ナレ弓矢ヲ取習サコソハ有ヘケレ相構ヘテ生取ニセヨ」トソ下知シケル（三末、七七オ4）

根井又立出テ使ノ雑色ニ「猫殿ノ参リタトハ何事ソト云御料ニシカラセ給」ト云ケレハ（四、三六ウ2）

木曾「何カ、ケ時ニマイタニ物マヒラセテハ可有無塩平草モアリツトク」ト云ケレハ（四、三六ウ10）

山田孝雄博士は、「その終止形連体形を「夕」とせるものありと見ゆ」として義仲に関する三例を挙例し、「これ後の時代に「夕」といふ助動詞の生ずる基をなせるものなるべし」と説かれた。

### 7、推量の助動詞「ウ」

推量の助動詞「む」の転化した「ウ」は、次に例示するように、「ウ」とも「フ」とも表記されている。「フ」の表記からすれば、その音価は、[m]から進んで既に母音の[u]に変わっていたと考えられる。「ウ」が四例、「フ」が五例、計九例ある。終止形と連体形の用法であり、総て会話文又は思惟文の中で用いられている。

「…人ニ頸ハシ切ラレウトテ不覺ノ人哉」ト云ケレハ(二末、三八オ8)

「サルヘカラウ|人ノ娘カナ云合セム」ト思(三本、二七ウ3)

「…今度ノ合戦ニ義仲ヲカタセウ|カタセシハ併ラ殿原ノ計ナリ何様ニ有ヘキヤラム」と宣ケレハ(三末、三〇オ5)

「…十善ノ王位ニ誇<sup>ホウガ</sup>タフトモ黄泉ノ旅ニ出ナフ|後ハ牛頭馬頭ノ杖柳ニハサイナマレ給ワフスラフハ」トテ(二末、二八ウ1)

### 8、打消の助動詞「ナムジ」

打消の助動詞「ナムジ」は、延慶本平家物語に一例あり、次のように用いられている。

經正泣々申ケルハ「經正十一歳ト申シ年ヨリ此御所ニ初參仕テ(略)一日ニ二度參スル日ハ候シカトモ不參ノ日ハ候ワナムシニ今日都ヲ罷出テ以テ西鎮ノ旅泊ニタヽヨヒ(略)機嫌ヲ顧候ワス推參仕テ候」ト泣々申テ(三末、八二ウ8)

この「ナムジ」について、山田孝雄博士は、「その意に於いて明に打消の意あり。而、上の「候フ」が未然形の「候ハ」となれるを見れば、ますます疑を容るべからず。かくて考ふるに「シ」は「キ」の連体形と見えたれば、打消は「ナム」に存するものといはざるべからず。然るにこれより古に未之に該当する語を発見せず。近世に「云々セナンダ」「行カナンド」などいふ「ナンダ」は恐らくこの「ナンシ」の系統に属するものと見えたれど、今はた之を解決すべき正当なる

見解を得ず<sup>(14)</sup>と説かれた。この語も亦、会話文の中に用いられている。このことは注意すべきである。

## 9 代名詞「ドコ」

代名詞「ドコ」も次のように一例が拾われる。

藏人緋ニ成リテ「己ハ下臈ナレアラサツナノ振舞カナ弓矢取者ハ大刀刀ニテコソ勝負ハスレトコナル者ノツフテヲ以テ敵ヲ打様ヤハアル」ト云ケレハ（六末、四六オ3）

藏人の会話の中に用いられている。

## 10、連語「コサンナレ・コサンメレ」

「コサンナレ」は「ニコソアルナレ」の転、「コサンメレ」は「ニコソアルメレ」の転とされ、延慶本平家物語にその例の多いことが指摘されている。<sup>(15)</sup>

「コサンナレ」は、二十六例が拾われる。

佐井七郎ハタトニラマヘテ「サテハ和君ハ弘資ニハアタハヌ敵コサムナレ聞タルラム物ヲ承平将門討テ名ヲ揚シ俵藤太秀郷カ八代末葉上野国佐井七郎弘資」ト名乗ケレハ（三本、八二ウ5）

根井木曾ニクワシク語タリケレハ木曾「サテハ人コサムナレイテサラハ見参セム」トテ中納言ヲ奉入テ出合ケリ（四、三六ウ7）

「武士ヲハ誰トカ云シ」ト問ケレハ「北条四郎トコソ申候ツレ」ト云ケレハ「サテハ北条ナラハ安キ事コサムナレヤカテ行向テ尋見ム」トテヒラ足駄ハキナカラ出ニケリ（六末、三〇ウ7）

このように、二十六例が総て会話文の中で用いられている。

「コサンメレ」は、七例が拾われる。

入道是ヲ見給テ「不思議ノ事哉何物ナルラム」ト思ヒ給ヘトモ少モサハカヌ駄ニテ「己レ等ハ何ニ物ソアタク平野

ノ天狗メ等コサムメレナニト淨海ヲタフラカスノ罷退キ候ヘ」ト有ケレハ(二中、一一五ウ3)  
 櫛刀持タル男ノ師盛ノ頸ヲ切ラムトテヨテ申ケルハ「カネ付サセ給テ候ハ平家ノ一門ニテオワシマシ候コサムメレ名  
 乗セ給ヘ」師盛宣ケルハ「己ニ逢テ名乗ルマシキソ後ニ人ニ問ヘ」トテ名乗給ワス(五本、七七オ4)

このように、七例が総て会話文の中で用いられている。

## 11、連語「サルニテモ」

「サルニテモ」は「然り」の連体形に「ニテ」と「モ」が付いた連語であり、「モ」が「ハ」に入れ替って「サルニテハ」、更に音転化して「サルデハ」(法華百座聞書抄・建保四年写草案集)とも用いられる語と同類である。延慶本平家物語には、「サルニテモ」の形が十一例見られる。やはり総て会話文又は思惟文の中に限られている。

内府「猿ニテモ大納言ヲハ何ニトシテケルヤラン 今ノ程ニハ死罪流罪ニハヨモ及ハレシ」ト思召テ見廻給ヘハ(一末、二四オ7)

文学「不思議ノ事コサムナレ サルニテモイカナル人ソ世ノ末物語ニモセム」ト思テ立還テ見ケレハ(二末、三五ウ5)

資盛ヲモ心ヲ置テ打解給ハサリツルニ「サテハ投身給ニケル事ノ悲サヨ サルニテモ云置給事ハ無リシ歟」ト問給ヘハ武里涙ヲ押テ申ケルハ(五末、五四ウ9)

第二例には、同じ会話文の中に「コサムナレ」も用いられている。

## 12、連語「ナニシニ」

「ナニシニ」は、「何」に「為」と助詞「ニ」の付いた疑問の意を表す連語であり、音転化して「ナジニ」(中山法華經寺本三教指帰注・解脱門義聴集記)と用いられる語と同類である。延慶本平家物語には「ナニシニ」の形で四例が見られる。

総て会話文又は思惟文の中に限られている。

入道宣ケルハ「ナニシニ」上リタルソ」と問給ケレハ（一本、六五ウ10）

マシテ乳人呵嘖ノ女房ノ心中押ハカルソ例ヘン方ナキ「ナニシニ」此マテ来テ目ノ前ニミツラン」トテ足スリヲシテモ  
 タヘコカル（六本、六七ウ8）

地の文には見られず、又「ナジニ」の形も見られない。

以上の、1推量の助動詞「ムズ」から12連語「ナニシニ」までを、会話文又は思惟文に用いられるか、地の文に用いられるかによって、その用例数を表に纏めると次のようになる。

地の文	会話文 思惟文	
0	374	ムズ
0	10	バシ
0	25	ナ(間投)
0	1	ソ(禁止)
0	37	タシ
0	6	タ
0	9	ウ
0	1	ナムジ
0	1	ドコ
0	7 26	コサンナレ コサンメレ
0	11	サルニテモ
0	4	ナニシニ

これらの語が、地の文には全く用いられていないことが分る。このうち、禁止の助動詞「ソ」、打消の助動詞「ナムジ」、代名詞「ドコ」は、それぞれ一例のみであるから、偶然に会話文（又は思惟文）の方に現れたことも考えなければならぬ。しかし、その語性が三語とも中世になって生じたとされる語であり、所謂、中世語と目されている語であつて、この点において、他の、完了の助動詞「タ」、推量の助動詞「ウ」、連語「コサンナレ」「コサンメレ」に通ずる。従つて、用例が一例しかない右の三語も、「タ」「ウ」「コサンナレ」「コサンメレ」と同類の、会話文（又は思惟文）にのみ用いられる語群の中に入れて扱つて差支えないと思われる。

さて、これらの十二種の語群が、中世（院政期を含める）になつて初めて文献に現れるか、或いは平安時代（院政期を除

く)に既に用いられているかを、通説によつて(a)と(b)に二分すると次のようになる。

(a)中世になつて初めて文献に現れる語

バシ ソ タシ タ ウ ナムジ ドコ コサンナレ・コサンメレ

(b)平安時代に既に用いられている語

ムズ ナ(間投) サルニテモ ナニシニ

先ず、(a)の諸語について、中世の文献からその古例を挙げることにする。これには周知の例が多い。「バシ」は、明恵上人とその同行の關係資料に多く見られ、文暦二年(一二三五)に明恵上人の弟子の長田が筆録した却癡忘記に十四例が見られることは、前稿に掲げた通りである。ところが、更級日記(菅原孝標女撰述、康平二年(一〇五九)以降成立)の下衆の小家の「あやしのをのこ」の会話文中に「釜はしも」とある「はし」が、平安貴族の発言部ではなく、その生活圏外にある一般大衆の下衆男の発言部に見出されることが、鎌倉時代の「バシ」が口頭語として会話文の中に現れ、口頭語の中でも俗語的な語であつたと考えられたのに通ずるとすれば、既に平安時代に用いられていたことになる。

禁止の「ソ」は、中山法華経寺本三教指帰注に「人前ニテ髪ケツソト云」と用いられたのが確例であり、今昔物語集や梁塵秘抄の用例の傍証となる。福島邦道氏は「主に会話文に用いられ院政鎌倉期にはまれであつたが、室町時代に入ると相当広い範囲で行われ、その命脈は江戸時代まで保たれていた」と説かれた。<sup>17</sup>狭衣物語に見られる三例(乃至四例)は、狭衣物語の成立年時が未詳である上に、現存本文が鎌倉時代以降の転写本でテキスト上に問題もあるから確例とし難いが、

心もなげに思ひて申せば、(狭衣)「くはや、いたう憎みそ」とて、立ち出で給ふまゝに(巻四、日本古典文学大系本、

三九〇頁)

大式、「さめ侍りぬ。まづ、なをく」と聞えさすれば、(狭衣)「今さへ、あまりねぢけがましようならばし給そ。心

もとなくは、まづ代りしてよ」との給へば(巻四、同右本、四〇四頁)

尼君の「御心地のいとゞ苦しきに、いとかう思し入りそ。(略)あなぬゝし」とて、抱き取りたてまつるを(巻四、同右本、四六〇頁)

近く侍人々は、「あさましき事かな」「かゝる物まねび(な)せそ」とのみ、かたみに言ひさゝめけど(巻三、同右本、二五九頁)

のように用いられている。第四例目の例は、底本の内閣文庫蔵本には「な」が無く禁止の「ソ」の例となるが、同系の諸本には「な」があるとされるものである。四例が総て会話文に用いられているのが注目せられる。作者を祿子内親王の宣旨、源頼国女(寛治六年(一〇九二)歿)とし、内閣文庫蔵本の本文が原本の字句を忠実に伝えているとすれば、禁止の「ソ」も既に平安時代から用いられていたことになる。

願望の「タシ」は、千五百番歌合の定家の判詞「雖聞俗人之語未詠和歌之詞也」で知られ、鎌倉時代以降の文献に多くの例がある。ところが、栄花物語の古本系第一種本の梅沢本によると、

御ふみあり「けさはなどやがてねくらしおきずしておきてはねたくゝるゝまをまつ」とあり殿の御まへの御くちつきとしるくおぼさる(巻十四、十丁17行)

とある。和歌ではあるが、「殿御前の御口付」の手紙文の中にあるのが注目される。溯って、宇津保物語の国譲上の、藤壺が若宮に出した返事の手紙文にも、

日頃は怪しう悩ましようのみ侍りていかならんと心細き心地なん。へ参りたき事になん侍りける(日本古典文学大系本)とあって、「春宮のおそばに参りたい」の意で用いている。この箇所は異本でも「志りたき(流布本)となつてゐるものやはり「たき」とある。現存本がいずれも近世の写本で元禄以前に溯り得ない所に難があるが、万葉集の「振痛袖」(九六五)、「恋痛」(一一三〇)を「振りたき袖」「恋ひたき」と読む説に合せて、顧みる要がある。前稿では、上代のこの

古態が遺存して、平安時代の口頭語の世界に伝えられ、鎌倉時代に至って、「俗人之語」として文献に現出したという筋も考えられるとしたものである。

完了の助動詞「夕」は、高山寺本古往来に、「着<sup>キタ</sup>摺衣<sup>マカリ</sup>男<sup>コエンタカウニ</sup>」<sup>(18)</sup>「罷<sup>マカリ</sup>越<sup>コエンタカウニ</sup>江州<sup>マカリ</sup>」など、終止形と連体形の用法が計三例あり、息心抄建久五年（一一九四）写本の「純絹<sup>キヌノツライレタ</sup>袴<sup>マカシ</sup>」を古例として鎌倉時代の諸例が知られる。「口語法別記」に引く「金葉和歌集」（大治元（一一二六）、二年成）の例は「北」との懸詞であるが、これが認められるならば、この方が更に古例となる。

推量の助動詞「ウ」は、極楽願往生歌の「イツカワカレウ」が冠沓を揃える為の技巧に出たものとしても、打聞集の貴人の会話中にある「守<sup>マホツ</sup>」<sup>(19)</sup>によって、院政初期にはその例が知られ、中山法華経寺本三教指帰注の「死<sup>シ</sup>サフトハセス」<sup>(20)</sup>からは[u]に転じていたことが知られる。

打消の助動詞「ナムジ」は、院政期以前の例が知られていない。延慶本平家物語でも孤例である。

「ドコ」は、将門記承徳三年（二〇九九）点の「何<sup>トニカユキ</sup>往<sup>ユキ</sup>」が古例として知られ、梁塵秘抄の九例の「どこ」の裏付けとなる。鎌倉時代には「ドノ」「ドレ」「ドチ」も用いられており、コソアドのド系の語群の一つとして「ドコ」の用いられたことが分る。

「コサンナレ」「コサンメレ」は、諸事表白鎌倉初期写本に「カウハ被<sup>レ</sup>申ケルコサメレ」、光言句義釈集記正元々々写本に「全分无<sup>キ</sup>コサンナレト云ハ」と用いられるのが、延慶本平家物語より早い例である。

次に、(b)の平安時代に既に用いられている諸語についてみよう。

「ムズ」は、枕草子一九五段（三卷本）の物語の言語批評の条に「と文字をうしなひて、ただ「いはむずる」「里へいでんずる」などいへば、やがていとわるし」とあるので知られ、口頭語として、吉田金彦<sup>(19)</sup>氏が詳説され、佐藤喜代治博士も「話ことばに用る」「特にくだけたいひ方に用ゐる」と説かれた。<sup>(20)</sup>石山寺藏沙弥十戒威儀経の平安中期（十世紀前

半)の角筆の訓点にも、四例総て「ムズ」であり、「ムトス」が見られない。角筆の訓点に当時の口頭語が反映したものと考えられるものである。

聞投助詞の「ナ」には、独詠的な和歌や感動文に用いられて詠嘆を表す場合と、聞き手をめざして発言の意図や内容を持ちかけ訴えかける場合とがある。延慶本平家物語の「ナ」は、聞き手に訴えかけ、念を押し、確認を求める後者の用法である。全例が会話文の中で用いられているのは、この「ナ」が対話的、外向的な性格の語であることに係っている。この用法の「ナ」は、平安時代から見られるが、この語の性格上、会話文に表れているのである。

「サルニテモ」は、平安時代の和文に見られるものの、その使用例は極めて少く、しかも総て会話文に限って用いられている。管見では、源氏物語に一例、栄花物語に二例が見られるのみである。源氏物語では、乙女巻の内大臣の会話文に見られ、栄花物語でも、

さてあけたれどおはせぬよしを奏せさす「出家したるか　さるにても只今は都のうちはなるべきにあらず  
くくあされく」と宣旨しきり也(梅沢本による)(巻五、六丁4行)

「さるにてもおとゝはかうやはいますがるべきおゝやけの御うしろみはいかなる人のするわざぞ　なでうさる事を  
みてたゝにある人かある」などいとおどろくしうむつからせ給(巻二十二、二十二丁12行)

のように会話文の中に用いられている。

「サルニテハ」についても同様であつて、平安時代の和文において、管見では、源氏物語に二例を見るのみである。若紫巻では尼の会話、澤標巻でも会話文の中で用いられている。

院政期の法華百座聞書抄では、「コレコリ後カ本ヤフレテ不見　サルテハ私語也」と注記して、親本にあつた説経の講師の用語とは全く異質の、法隆寺本の抄写者の用語に顔をのぞかせている。恐らく抄写者の日常の口頭語が反映されたものであろう。この「サルデハ」の「デ」は「ニテ」が転化した、中世語とされ、現代語に伝えられる語である。この中

世語の「デ」が、その日常の口頭語に現れ出ているのも首肯される所である。

今昔物語集には、「サルニテモ」が六例、「サルニテハ」が一例、いずれも本朝の部に用いられている。そのうち、「サルニテモ」の四例は会話文、他の三例も会話に準ずる所に用いられている。

鎌倉時代でも、建保四年写の草案集に「サルデハ」が三例、「サルニテハ」が一例ある。草案集は「澄憲法印言説ナリ」の注記が見え、天台系の法会に際しての唱道文を集めたとき、文章全体が語り口調を基調としている。諸種の中世語が用いられているのもそのことと関連があると思われる。「サルニテモ」は、古本説話集(梅沢本)に二例、沙石集(慶長十年古活字本)に二例、無名草子(岩波文庫所収本)に一例あるが、総て会話文又は思惟文に用いられている。

「サルニテモ」に関するこれらの事柄は別に説いた所である。<sup>(22)</sup>

「ナニシニ」も、平安時代の和文に見られるが、その使用される場が限られており、会話文か又は思惟文に用いられる。頭の中將の、「すずろなるそら言を聞きて、いみじういひおとし、何しに人とはめけん」など、殿上にていみじうなんのたまふ、と聞くにもはづかしけれど(枕草子、日本古典文学大系本、八二段。『校本枕冊子』によるに、この箇所、三巻本、能因本系諸本「なにしに」。但し「慶なとしに」)

藏人なにがしを御つかひにて、「あからさまにまいらせ給へ」とあるを、おぼしもかけぬことなれば、おどろき給て、「なにしにめすぞ」と、ひ給へば、「まうさせ給べきことの候にこそ」と申を(大鏡、師尹、日本古典文学大系本へ底本、東松本)

弘徽殿の女房「あなねた、何しに見つらむな」と云けり(栄花物語巻五、梅沢本)

のようである。管見に入った平安時代の和文における「なにしに」の用例数を、会話文(思惟文を含む)か地の文かで示すと次のようである。

竹取物語

会話文 1 地の文 0

宇津保物語	会話文	10	地の文	0
落窪物語	会話文	14	地の文	0
枕草子(能因本による)	会話文	10	地の文	0
大鏡	会話文	2	地の文	0
栄花物語	会話文	2	地の文	0
讃岐典侍日記	会話文	1	地の文	0

院政・鎌倉時代の軍記物語や説話集においても、平治物語に一例、古本説話集に一例、発心集に二例が用いられるなど、いずれも会話文の中にある。

一方、会話文ではないが、用語全体に口頭語の良く反映している文献には、会話文以外の場面に「ナニシニ」が現れる。院政期の梁塵秘抄には、

清太がつくりしかりかまをなにしになにしにときけむやきけんつくりけむ(三七〇番)  
 うかるはくやしかる、なにしになにしにいそいであさりけむ(四四〇番)

のように用いられている。中山法華経寺本三教指帰注に一例ある、

サモト思シ事ハ木母ハウナヅク、ナジニト思フヲハウナヅカス(三十六丁オ2)

の「ナジニ」は、「ナニシニ」が音転化したものであろう。

これに対して、漢文訓読文や古辞書・音義に「ナニシニ」が見られないことは無論、和歌、物語の堤中納言物語、日記・紀行の海道記、東関紀行、十六夜日記、随筆の方丈記、徒然草には全く用いられていない。

以上によれば、「ナニシニ」は口頭語であつて、平安時代には会話文に現れ、院政・鎌倉時代にも会話文か口頭語を反映する文献に用いられていることが知られる。

(b)の平安時代に既に用いられている諸語は、平安時代にもその使用される場面が限定されており、会話文（又は思惟文）に使われているものである。

前節において、延慶本平家物語の会話文（又は思惟文）にのみ用いられる十二種の語群を、(a)中世になって初めて文献に現れるか、(b)平安時代に既に用いられているかに二分したが、両者には果して質的な差があるのだろうか。確かに、(b)の「ムズ」「ナ」「サルニテモ」「ナニシニ」は、平安時代でも会話文に用いられる語である点で共通する。しかし、(a)の中にも、「バシ」のように、平安時代の和文の語例を解釈し直すことによって、平安時代の下衆の会話に用いられたと見られ、(b)に移ることになるものもある。又、禁止の「ソ」も、狭衣物語の成立年時や本文字句の検討の結果によっては、平安時代において会話文には用いられた例となり、(b)に移ることになる。希望の助動詞「タシ」も同断である。

(a)の他の語は、音転化によって生じた新しい語形である。このような音変化が何時から生じたのか、平安時代には全く無かったのか、有っても文献に現れ難かったのか、確定することは難しい。しかし、これらが会話文かそれに係る口頭語の反映する文献に現れていることは注目される。その口頭語の世界では、このような音変化が生じ易かったことが考えうるからである。

さすれば、(a)と(b)の間には本質的な差はなく、むしろ会話文中乃至は口頭語の反映という点において共通性を持っている。それが、鎌倉時代の延慶本平家物語でも、会話文（又はこれに準ずる思惟文）に限って使われているのである。このことは、延慶本平家物語（乃至はその親本）の作者が、会話文の用語に配慮し、当時の口頭語を取り込んだと考えられる。それらの語は、多く平安時代にも会話文に用いられており、恐らく当時の口頭語を反映するものであったであらう。

山田孝雄博士が延慶本平家物語の用語について、

当時の民間に用ゐられし談話語の一斑ともいふべきものは主として音便にあり。又語句引用の方式中に談話語の面

影の伺はるべきもの見えたり。而してこの談話語の多くは義仲を中心として描写せられたる章に多きは最も興味ある事実といふべく

と説かれ、又、

本研究中の特異なる語法の大部分は即ち当時の談話語たりしものなるべきは、上の二三の例と対照して推察することを得べし。

と説かれたのが顧みられる。

### 三、延慶本平家物語における中世語法

延慶本平家物語には、所謂、中世語法とされる用法が、右掲の諸語以外にも用いられている。活用語の連体形が、上に係助詞・疑問語・格助詞「ノ」「ガ」を伴わずに終止法になる（以下、連体形終止という）用法、助詞「へ」が帰着点を示す用法などである。

これらの用法が、会話文に現れるか、地の文にも現れるかという観点から調べると次のようである。

連体形終止は、和歌の第五句末に用いられて余情を残す、所謂連体止の二例を除くと、会話文（又は思惟文）に九十<sup>(25)</sup>二例が用いられていると共に、地の文にも三十四例<sup>(26)</sup>が用いられている。

会話文における連体形終止は、次のようである。

「其故ニヤ今度ノ軍ニ此馬ニ助ラレテ御命モ延給 馬ノ命モ生タリケル」トソ人申ケル（五本、七二オ6）

「何ナル楽ヲカ弾ツル」ト御尋有リケルニ「想夫戀ヲアソハシツル」ト申ケレハ（三本、二二ウ5）

木曾申ケルハ「聞カ如ハ平家多勢ナリ（略）イサ馬ノ足休ムトテ砧浪山ノ猿ノ馬場ニ下居テ休ムスル 其ノ後へ搦手ヲマワ

シテ谷へ向テ追懸ヨ」ト申テ（三本、二八ウ10）

「甲者ハヨクニクル」トハカヤウノ事ヲ申ヘキナリ（六末、八二オ<sub>2</sub>）

助動詞の連体形が多く計七十八例あり、動詞の連体形は十四例である。助動詞の内訳は、「ケル」が四十七例、「ツル」が七例、「シ」が六例、打消の「ヌ」が五例、「タル」が四例、「ムズル」が三例、「ラル」<sub>ト</sub>「スル（使役）」<sub>ナル</sub>（伝聞）「ヌル」「ムトスル」「ル（完了）」が各一例である。動詞は、「落ッル・落ル」「係ル」「心ヲカクル」「カクル（駈）」「カラムル」「漕出ル」「コウル」「尋ヌル」「ニクル」「寄スル」「スル（二例）」「修スル」である。

一方、地の文における連体形終止は、次のようである。

佐々木ハ独言ニ「穴イカメシヤトソ云タリケル」（略）「ア、面白」トテ扇ハラ〜トツカヒハル〜トミクタシテ居タリケル 島山ハ先陣ヤカクルト思テ（五本、一九ウ<sub>4</sub>）

無上并ノ御願ステニ成就シテ有徳ノ御身モ今ハ金剛佛子ノ法皇トナラセオワシマシタル（二本、一二ウ<sub>8</sub>）

木曾宣ケルハ「哀レコレハ武蔵国長井斎藤別当実盛ニコソアムナレ（略）樋口ハ古同僚ニテ見知タルラム見セヨ」トテ樋口ノ次郎ヲ召テミセラルト（三末、三七オ<sub>9</sub>）

やはり助動詞の連体形が多く、三十四例中、三十三例ある。助動詞の内訳は、「ケル」が二十九例で大多数を占め、「タル」が二例、「ヌル」「ラル」<sub>ト</sub>が各一例である。動詞の連体形は、「懸出ル」一例（注26に準例）である。

連体形終止は、会話文の方が二倍以上もあり使用数が多いが、地の文でも用いられているのである。

格助詞「へ」が、移動の意を表す用言に対してその方向を示すという本来の用法を拡大して、格助詞「に」の用法を侵して動作の帰着点をも示すようになるものも、中世にその用例を多く見る。延慶本平家物語にこの用法の存することは、夙に山田孝雄博士が指摘された所であり、「後世の如く「に」と「へ」と混同の勢は既にこの本の頃に十分に成り立ちてありしものの如し」と説かれた。格助詞「へ」が帰着点を示す用法を、会話文と地の文とに分けて調べると、会話文において次のように用いられると共に、

大臣(略) 衣冠正シキ人々多並居給へルニ詣テ「抑此何ナル人ノ頸候ソ」ト問給ケレハ(二本、七三〇八)

斎藤五申ケルは「(略) 一谷落ニケレハ新三位中将殿左中将殿二所ハ船ニ乗テ讃岐地へ着給ニケリ此備中守殿ハイカニシテ兄弟ノ御中ヲ離レテ打レ給ニケルヤラム」ト申候ツレハ(五本、九三ウ10)

地の文でも、次のように用いられている。

サレトモツナカヌ月日ナレハ泣ミ讃岐へツキ給ヌ(一末、一〇八オ6)

伊吹山ニテ山神ノ気毒ニ逢テ御惱重カリケレハ生虜ノ夷共ヲハ伊勢大神宮へ献リ給 我彦ヲ都へ献給テ天皇ニ奏給フ(六本、五〇オ8)

帰着点を示すか疑わしい用法もあり、これらも含めると、会話文では一七九例、地の文では四三六例が拾われる。格助詞「へ」全体の使用例が、会話文では五八三例、地の文では一一六二例であるから、帰着点を示すと見られる用例の「へ」全体に対する割合は、会話文では三一・七パーセント、地の文では三七・五パーセントに当る。共に約三割であるが、地の文の方がやや多めである。

奈良時代と平安時代における「へ」助詞の特性を、「に」助詞との比較において「言語主体の現在地点から遠く離れた地点を指して進みゆく場合の目標を示すもの」と把えた、青木伶子氏は、平安時代中期以前においてはこの用法であり、「に」と区別されていたが、その後、この特性が次第に失われて行くとされ、源氏物語に既に「へ」助詞八十八例中、四例の例外があることを指摘されている。その四例のうち、三例は、落葉母御息所、小君、夕霧の会話文にあり、もう一例は地の文であるが別本系に「にゆく」などの異文があるものである。

格助詞「へ」が「に」の用法を侵すことは、既に平安時代から行われていたのであり、それが次第に用法を拡大して、鎌倉時代の延慶本平家物語では、右掲の如く用いられ、会話文だけでなく、地の文でも同率の割合で現れている。

連体形終止も、既に平安時代の会話文には用いられている。このことは知られる所である。この用法も、延慶本平家

物語では、右掲の如く会話文だけでなく、地の文でも比率は二分の一以下ではあるが現れている。

さて、これらの用法を、前節で取上げた「ムズ」以下「ナニシニ」に至る十二種の語群と比べると、延慶本平家物語において、これらの用法が会話文だけでなく地の文にも用いられるのに対して、前節の十二種の語群は会話文に限られ、地の文では使われていない。そこで、十二種の語群をA類とし、地の文にも用いられるこれらの用法をB類とする。

A類に属する語は、十二種以外にも存するであろうし、B類に属する語にも、格動詞「デ」などが存するが、当面、右掲の諸語について考えることにする。

A類もB類も、その多くが、既に平安時代に用いられ、特に会話文に現れるものであった。平安時代の現存文献に使用例のない語も、口頭語の性格の強いものであつて、その使用の場合が会話文に一脈通ずる所のあるものである。

A類の語とB類の語との質的な差は、明らかにし難いが、A類の語が延慶本平家物語においては、会話文に限つて現れることによれば、A類の語はより口頭語としての性格が強かつたことが考えられる。

このA類の語が、地の文に対する会話文に現れるだけでなく、文章全体にA類の語が用いられている文献が存するならば、A類の語の性格から考えて、その文献は、口頭語自体によるか、口頭語を基調として綴られたものとなるであろう。

#### 四、口頭語史料としての鎌倉時代語文献の選定

そこで、院政鎌倉時代の文献の中から、地の文にA類の語が用いられているものを先ず選ぶことにする。その場合、A類の語が一種だけでなく、二種以上が同一文献中に用いられていることが望ましい。文章が口頭語を基調としていゝるならば、二種以上、多種の語が現れると予測されるからである。選定の手順としては、第一に助動詞「ムズ」が地の文に使われている文献を選ぶのが効果的である。「ムズ」の使用量が多く、「ムトス」と対立関係を持つていゝるからで

ある。

助動詞「ムズ」が、地の文にも使われている文献を例示すると、次のようである。

草案集 建保四年（一一二六）書写本 山口光円氏蔵

諸事表白鎌倉初期写本 日光輪王寺蔵

却癡忘記文暦二年（一一三五）長円書写本 高山寺蔵

光言句義釈聴集記正元元年（一一五九）写本 高山寺蔵

仏光観聞書鎌倉中期写本 高山寺蔵

梁塵秘抄卷第二（江戸時代写本による） 天理図書館蔵

これらの文献に、A類の語がどのように用いられているか、以下に示すことにする。

### ○草案集

草案集一帖は、奥書に「建保四年正月廿四日酉時許了／取筆明尊之」とあり、成立間もない頃の書写であり、「澄憲法印言説ナリ」の注記があるので天台系の法会に際してのノートと見られている。多くの中世語が現れているが、A類の語としては、「ムズ」「ウ」「ドレ」「サルニテハ・サルデハ」がある。

〔ムズ〕 以外ノ長事ニテ候 （ムツラハム） スレトモ今日許ハ申□候（十八ウ）

〔ウ〕 取レ直サスカニナタシ、タトトラセウモ極テ烏呼ナリ（二十四ウ）

サリトテ事珍 取ナサウ料ニ指置テ現文絶設ヨモ山ノ徒事ヲ可ニ申坐ニ様モ不レ候（十二オ）

〔ドレ〕 サテ后ハイツラ、サテソノツルハトレソ（二十三オ）

〔サルニテハ〕 サレトモ大海ノ水更ニ无レ増ルコトサルニテハ乍レ受ニ大流一何レハ不レ増（二十六オ）

〔サルデハ〕 若サルテハ若法花経行闊浮提。威神之力。尤モ論ニヨソ覚候、一卷ノ大旨加様ニテコソソ候メ（十六ウ）

鎌倉時代の口頭語の研究資料について

故ニ言ニ遍一切処也 サルテハ不審シ (二五ウ)

## ○諸事表白

諸事表白一帖は、本文の記事に「正治二年(二二〇〇)三月二十五日」「建仁第二之曆(二二〇二)中呂四月之候下旬廿八日ノ朝」「建永二年(二二〇七)之天仲秋晦之朝夕」の年紀があるので鎌倉初期の成立であり、これをさして降らぬ時に書写されたものである。天台系の法会における表白等を集めている。多くの中世語が見られるが、A類の語としては、「ムズ(ウス)」「ウ」「ドノ」「コサンメレ」がある。

(ムズ(ウス)) 御宝物トシテ宝蔵ニ被納ウスラウト万人思フ程ニ (四六丁ウ)

(ウ) 師匠ノ具テ参ラウトノ給ハウニモヨルマシ (五丁ウ)

(下ノ) トノ仏ノ御所テモ有レ (二九丁ウ)

(コサンメレ) 生可<sup>イコトイ</sup>レ有心<sup>ルコトイ</sup>モセス思ノ余リ<sup>ミ</sup>ニ悲シサ難<sup>サ</sup>レ離<sup>サ</sup>レコサンメレ (二〇二丁オ)

## ○却癡忘記

却癡忘記二帖は、明恵上人の日常の教訓や談話の聞書であつて、その弟子の長円が、上人入滅後三年を経た文暦二年(一二三三)に、その言葉の癡忘を恐れて思出すまに忠実に書留めたものである。高山寺経蔵にその自筆原本が残っている。明恵上人の日常の談話語を窺うことが出来る。小冊子ではあるが、多種多様な中世語が指摘される中に、A類の語としては、「ムズ」「バシ」がある。

(ムズ) 寺興立シテ、寂恵坊マシリ、湯アヒテコソアラムスラメ、是常仰也 (上三丁オ)

イカサマニモ学問モナニモ、ソノ時ハシサムスル事也 (上一八オ)

(バシ) 諸方ノ信施ウケアツメテ、カマヘテアサイハシセテ、精進ノ行、ハケマセ給ヘシ (下五ウ)

二三時ノヲコナヒハシラムネトシテ、サテソノヒマクニシツヘクハ、学問ハスヘキ也 (上五ウ)

小冊子中に「バシ」が十三例用いられており、「ムズ」も十六例あつて「ムトス」は一例も用いられない。

### ○光言句義釈聴集記

光言句義釈聴集記は、明恵上人が、自撰の「不空羅索毗盧遮那大灌頂光明真言句義釈」について講義した所を、弟子が筆録、整理したものである。その聞書の作成者を納富常天氏は、「解脫門義聴集記」と同じく、高信としている。<sup>(30)</sup>高山寺藏本二巻は、奥書に「正元々年五月十日校合了 仁真之」とあり、仁真が正元々年に書写したものである。聞書として、明恵上人の日常の談話語が窺われ、却癡忘記に見られた、「ムズ」「バシ」を始めとして、「ナ」「タシ」「ドコ」がA類の語としては用いられている。

〔ムズ〕三時教ノ中ノ中道教ニテコソアラハアラムスラメ〔上48行〕

サテコソ曼荼羅モツクラレムスレ〔上391行〕

〔バシ〕常ノ学聞ト申スオホヘアツムルヲ詮トスレトモ悉ク暗ニ覚ヘネトモ文ハシウチヒラキテ其ノコトハリニソヒテ

信ト云物タニアレハ根カサシテヨキ也〔上70行〕

此ノ心ノ性ハ協足ハシノ様ニテアルニ非ス〔下167行〕

〔ナ〕但シ須弥山ノ頗脰迦ハヨモ赤虫ノ所出ニハアラシナ云々〔下288行〕

〔タシ〕<sup>カキトリ</sup>抄ト云モオ。キ。ク。カノアタルトコロヲソコノト不レ知ハ天竺ヘイキタクトモエ知ルマシ〔上539行〕

〔ドコ〕唯識論ニノセストテ云ハムハトコトモナキ事也〔上417行〕

尚、同じ高信が聞書を作成した「解脫門義聴集記」にも、金沢文庫藏鎌倉末期写本によると、「ムズ」「バシ」「タシ」「ドコ」が用いられている。

### ○仏光観聞書

仏光観聞書は、明恵上人が、自撰の「仏光観略次第」について講義した所を、弟子が筆録、整理したものである。聞

書の作者は未詳であるが、聴講の弟子の中には義林房喜海がいたらしい。高山寺蔵(第四部一八八函四九号)鎌倉中期書写の一帖には、小冊子ながら多くの中世語が見られるが、A類の語として、「ムズ(ウズ)」「夕」「ウ」がある。

〔ムズ(ウズ)〕我等カ様ナル物ハ此法ヲ聞カウスルタニモイカメシキ事ニテ□スルニ(四丁オ)

〔夕〕観智ノ成不成ヲ忘タソト被仰タル御言也、是ハ上人ノ御ヒケノ御言也(三丁ウ)

是モ様々ノタカラノ花ヲ以テ瓔珞ニシタソト云タル心也(八丁オ)

〔ウ〕サテナニト云ハウソナ程ニサテ白淨<sup>宝</sup>色ト有也(九丁ウ)

殊何事心モヲコラウソ(一五丁ウ)

### ○梁塵秘抄卷二

梁塵秘抄卷二は、天下の孤本として江戸時代の転写本しか現存しないので、その用語が後白河天皇撰述当時のものを忠実に伝えているか否かに問題がある。しかし、A類の語としては、「むず」「そ」「たし」「う」「どこ」「なにしに」が見られ、当時の口頭語を反映するとしても矛盾しないので挙げることにする。

〔むず〕まつなどのこまより、もらん月をはやいかせんずる(446)

みなれそなれてわかれば、こひしからんすらむものをやむつれならひて(465)

〔そ〕け過はきたりとん、きたりとん、めにみせそ(338)

〔たし〕きむのこのねきたくは、きたのをかのうゑにまつをうへよ(379)

〔う〕けいそくさんよりしその、いでたまはうよにまいりあはむ(278)

〔どこ〕ほとけはどこよりかいでたまふ、ちう天ちくよりぞいでたまふ(27)

ひじりの住所はどこくぞ(297)

〔なにしに〕清太がつくりしかりかまを、なにしにとぎけむやきけんつくりけむ(370)

右掲の文献においては、A類の語の他に、B類の用法をも含むのが普通である。

草案集には、「シ」連体形終止、「へ」の帰着点を示す用法、「サルデハ」の「デ」がある。諸事表白には、「ケル」等の連体形終止、「デ」がある。却癩忘記には、用言の連体形終止、「へ」の帰着点を示す用法があり、光言句義釈聴集記にも、用言の連体形終止、「へ」の帰着点を示す用法がある。仏光観聞書には、「ケル」の連体形終止、「へ」の帰着点を示す用法がある。梁塵秘抄に「し」連体形終止(112)、「へ」の帰着点を示す用法(442)があるのは言うまでもない。

これらの文献に、B類の用法は無論、A類の語が現れていることは、その文章全体が口頭語を基調として示すものであろう。

院政鎌倉時代の文献には、このようにA類の語やB類の用法が文章全体に用いられるもの他、A類の語が会話文又は思惟文にしか用いられない、延慶本平家物語の類がある。この類には、古本説話集のように、「むず」<sup>(3)</sup>「さるにても」「なにしに」が会話文に用いられているもの、明恵上人夢記のように、「むとす」が地の文に用いられるのに対して、「むず」は思惟文の中で用いられる、という文献もある。又、B類の用法しか見られない文献もあり、更にはA類の語もB類の用法も全く用いられない文献もある。

鎌倉時代語の口頭語の研究のためには、これらの文献を、A類の語、B類の用法が現れているか否かを手懸りとして、分類し整理する必要がある。その上で、A類の語が文章全体の基調にある文献を、第一次の研究資料として取上げ、その言語を記述することが、口語史の叙述のためには有効となってくるのである。

その口語史においては、所謂中世語とは、院政鎌倉時代になって、新たに忽然と生じた語形や用法ではなく、既に平安時代から、口頭語として脈々と生き続けて来たものが、鎌倉時代には、地の文に対立する会話文に現れる文献だけでなく、文章全体に現れ、その基調となっている文献も生じてくるとして、把え直す必要を覚えるのである。

注

- (1) 根来司『中世文語の研究』(笠間書院刊。昭和五十一年二月)。山口明穂<sup>中世国語</sup>『<sup>における</sup>文語の研究』(明治書院刊。昭和五十一年八月)。
- (2) 拙著『平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究』(東京大学出版会刊。昭和四十二年三月)。
- (3) 国語調査委員会編(大槻文彦担当)『口語法別記』(国定教科書共同販売所刊。大正六年四月)。
- (4) 吉田金彦『今昔物語集における推量語「むず」「むとす」の用法』(訓点語と訓点資料第十九輯、昭和三十六年十一月)。同「中古・近古における推量語「むず・むとす」の用法」(国語と国文学、昭和三十七年三月)。
- (5) 佐藤喜代治『文章研究の意義と方法』(国語学第二十五輯、昭和三十一年七月)。
- (6) 拙稿『鎌倉時代語研究の課題』(鎌倉時代語研究第十輯、昭和六十二年五月)。
- (7) 山田孝雄『平家物語の語法』第十七章、二〇三頁。
- (8) 注(5)文献参照。
- (9) 「ムズ」が会話文又は思惟文に限られ、地の文に用いられないのに対して、「ムトス」は地の文のほか、会話文にも用いられているが、一九例(ムトセ・ムトシを加えても二五例)に過ぎず、しかも、会話でもやや改まった場面の口調に現れることが多い。例えば次のようである。
- 入道ノロくシクオトロくシク思ナカラ答へ給ケルハ「汝等官位ト云俸祿ト云随分入道カ口入ニテ人トナリシ者共ニ非平無故ニ君ヲ奉勸メ入道カ一門ヲ失ハムトスル科諸天善神之擁護ヲ背クニ非平 自科ヲ不願ニ入道ヲ浦見シ事スヘテ道理ニ非ス速カニ罷出ヨ」トテハタト睨ヘテヲハシケレハ霜雪ナトノ様ニ消失ニケリ(二中、一一七オ5)
- (10) 注(7)文献一七一五頁―一七一八頁。
- (11) 山田孝雄博士は『平家物語の語法』において、二例を掲げている(二六八五頁)が、第一例の、  
是モ不叶南ノ山キワエ追落サルスキマアラセソトテ五陳ノ大勢ニ寄合タリ(四、四十五、ウ)  
は、「スキナアラセソ」(四、四六ウ3)の誤読である。従つて、禁止の「ソ」の例に入らない。
- (12) 三十七例のうち、「タカラ」と「タカリ」の計七例が含まれる。「タカラ」は助動詞「ズ」「ム」を承接し、「タカリ」は助動詞「ツ」を承接した用法であるから、「タシ」の補助活用と見た。

タカラヌ(五本、一〇ウ7) タカラズ(六本、六オ9) タカラン(六本、六オ8) タカリツルニ(六末、二五オ3)  
タカリツレドモ(二末、七〇ウ7 三本、一九ウ9 五末、二七オ8)

これらは総て会話文か思惟文の中で用いられている。

この他に、「タガル」が一例あるが、

世ニハ追從シタカル者有テ「其馬ハ昨日モ河原ニテ水ケサセテ候ツル物ヲ今日モ庭乗シツルモノヲ」ナト申ケレハ(二二中、九三ウ4)

のように体言を修飾する用法である。この用法は「タシ」では「タキ」が用いられて、「生取ノ中ニ尋聞タキ事モコソアレトテ」(五本、五〇ウ1)のようである。しかも「タカル」は地の文に用いられている。接尾語「ガル」の附いた「タガル」と見て、「タシ」の数には入れていない。

又、「ネブタキ」(五本、四七ウ4)は、除いてある。

(13) 終止形と連体形の用法は五例とも会話文の中であるが、連用形の次の一例が地の文にある。

「：位ヲ去リ家ヲ出テ山林流浪ノ行者トモ成候ハヤ」ト申サセオワシマシタケレハ御返事ニハ(二本、一〇四オ1)

連用形「タリ」が「ケリ」に続き、「リ」が促音便になり、促音が表記されなかつた例と見られる。「タリ」が「ケリ」に続く場合には、他は総て、「御譲ヲ受サセオワシマシタリケル御子ノ六条ノ院モ」(二本、一〇三ウ4)のように「タリケリ」であるから、この「タケレ」の一例は「リ」の誤脱の可能性も考えられる。「タケレ」が促音便の無表記であった場合、終止形・連体形の「タ」も「タリ」「タル」の音便の無表記と考える余地もあるが、現代語の「タ」と同じ用法の終止形と連体形の用法が会話文に現れているのは注目される。

(14) 注(7) 文献一二一六頁。

(15) 注(7) 文献一七四八・一七五四頁。

(16) 注(6) 文献参照。

(17) 福島邦道「禁止の「そ」について」(未定稿第五号、昭和三十二年七月)。

(18) 拙稿「中世片仮名文の国語史的研究」(広島大学文学部紀要特輯号、昭和四十七年三月)。

(19) 注(4) 文献。

- (20) 注(5)文献。
- (21) 拙著『角筆文献の国語学的研究』研究篇七七四頁。
- (22) 拙稿「法華百座聞書抄のことも―付「サルデハ私語」考―」(汲古第二二号、昭和六十二年十二月)。
- (23) 注(7)文献、「概括」二〇三頁。
- (24) 和歌の第五句末にあるのは次の二例である。  
同シ江ニムレキル<sup>ル</sup>梟ノ哀ニモ返ル<sup>ル</sup>波路ヲ飛ラク<sup>ル</sup>レヌル(二末、一〇一オ5)  
獨リヌルヤモメカラスハアナニクヤマタ夜フカキニメヲサマシツル(二末、八オ6)
- (25) 会話文(又は思惟文)の用例数の中には、次の例のように「トゾ聞ヘシ」「トカヤ」など「ト」を受ける場合も含めている。  
文アリ「丸ハハヤ鱸ヲハ恩ニテ報セラレニケリト仰アリケル」トゾ聞ヘシ(二末、五一オ6)  
為義申ケルハ「サ候ハ、清盛カ許ヘ入セ給ヘ」ト申ケレハ「ソレヘ御幸ナリケルトミタリケル」トカヤ(二本、八八オ2)  
又、「イカサマニモ」に呼応した「ンスル」の一例(三末、二八ウ10)も、連体形終止に扱った。
- (26) 連体形終止か連体修飾か確定し難いものもあるが、下に「是」「其」の指示語を受ける場合は、連体形終止として扱った。  
次掲の例のようである。  
名乗ケルハ「当国ノ人、(略)笠原頼真吉畝ソ討取テ木曾殿ノ見参ニ入ヤ殿原」ト匄テ懸出ル。是ヲ聞テ高山人、三百余  
騎懸出(二本、八一ウ10)
- この種のものは、会話文の用例中にもある。
- (27) 注(7)文献、一五四八頁。
- (28) 各巻頭にある目録中の用例は除く。
- (29) 青木侂子「へ」と「に」の消長」(国語学第二四輯、昭和三十一年三月)。
- (30) 納富常天「解脱門義聴集記解題」(金沢文庫研究紀要第四号、昭和四十二年三月)。
- (31) 「むず」が会話文に用いられる原則があるが、巻下九二丁以降の「むず」の三例(九二ウ、九八オ、一〇二ウ)は地の文に用いられている。

〔附記〕

延慶本平家物語の会話文・思惟文中の用例調査については、第一次を筆者が行い、第二次を左の諸氏の分担調査に仰いだ。  
ムズ・ムトス、バシ、ナ（山本真吾氏） ソ、タ、ウ、ナムジ、ドコ（沼本克明氏） コサンナレ・コサンメレ、サルニテ  
モ、ナニシニ（佐々木勇氏） 連体形終止、タシ・タガリ（佐々木峻氏・菅原範夫氏） へ（山本秀人氏）  
記して茲に深く謝意を表する。